

町民のいのちと暮らしを支える

# 「第2期沼田町生きるを支える計画」

～ 誰も追い込まれることのない“まち”を目指して ～

令和6年3月

沼 田 町



## はじめに

沼田町（以下「本町」という。）は、「沼田町総合計画」及び「沼田町健康増進計画」等に基づき、町民一人ひとりが健やかな心と体を育み、豊かな暮らしを送ることができる活力ある町を目指しています。

この中において、平成28（2016）年に改正された自殺対策基本法第13条に「都道府県及び市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して『地域自殺対策計画』を策定するものとする。」と定められたことから、平成31（2019）年3月に「沼田町生きるを支える計画」を策定し、自殺対策に取り組んでまいりました。

令和4（2022）年10月には新たな自殺総合対策大綱が閣議決定され、本町は先の計画策定から5年が経過したことから、この期間の実績及び評価をまとめ、全町民がかげがえのない個人として尊重される「誰も追い込まれることのない沼田町」の実現を目指して、総合的に対策を推進するための「第2期沼田町生きるを支える計画」をここに策定します。

個人が特定される可能性が高いと判断される統計結果は、本計画に掲載しない方針といたします。

## もくじ

はじめに

1. 計画策定・見直しの背景等	・・・	1
2. 沼田町の現状と関連データ	・・・	3
3. 対策の重点と背景、取り組みの方向性	・・・	7
4. 沼田町の取り組み	・・・	9
5. 生きる支援関連施策	・・・	15
6. 対策の推進体制	・・・	20
7. 資料	・・・	21

# 1. 計画策定・見直しの背景等

## (1) 背景

自殺は、追い込まれた末の死です。精神保健上の問題だけでなく、過労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等の様々な社会的要因が潜んでいます。様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥り、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感等を抱え、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程であり、誰にでも起こり得る危機です。

わが国では、平成18（2006）年に自殺対策基本法（平成18年法律第85号、以下「法」という。）が制定され、個人レベルの問題にされていた自殺を社会の問題として総合的な対策に取り組んだ結果、自殺者数が3万人台から2万人台に減少する等、一定の成果を上げました。

また、平成29（2017）年7月に閣議決定した自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）には、「生きることの包括的な支援として推進」「関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開」「対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動」「実践と啓発を両輪として推進」「関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進」の5つの基本方針が明確に掲げられました。

しかし、令和2（2020）年1月から約3年半に及ぶ新型コロナウイルス感染症拡大の影響等（以下「コロナ禍」という。）により、女性や小中高生の自殺者数が著しく増加し、11年ぶりに前年を上回る結果になりました。さらに、令和4（2022）年に男性の自殺者数が13年ぶりに増加し、小中高生は過去最多になりました。

我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、G7諸国の中で最も高く、毎年2万人を超えて推移していることから、非常事態が続いているといえます。

令和4（2022）年10月に閣議決定された大綱では、「自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮」が基本方針に追加されました。

本町は、これら6つ基本方針を踏まえ、自殺対策の実効性を一層高めてまいります。

## (2) 計画の位置づけと見直し

この計画は、法第13条第2項の規定に基づいて、「沼田町総合計画」及び「沼田町健康増進計画」「沼田町障がい福祉計画」「沼田町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等との整合を図り、平成31（2019）年3月に策定した「第1期沼田町生きるを支える計画」（以下「第1期計画」という。）を評価し、「第2期沼田町生きるを支える計画」（以下「第2期計画」という。）として策定します。

## (3) 計画の期間

令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とし、国の動向や社会情勢の変化を鑑みて、必要に応じた見直しを行います。

#### **(4) 計画の数値目標**

大綱においては、令和8（2026）年までに平成27（2015）年対比で自殺死亡率を30%以上減少させるものとしています。

本町は「誰も追い込まれることのない沼田町」の実現を目指し、令和8（2026）年までに自殺死亡者を0人とすることを目標に掲げます。

## 2. 沼田町の現状と関連データ

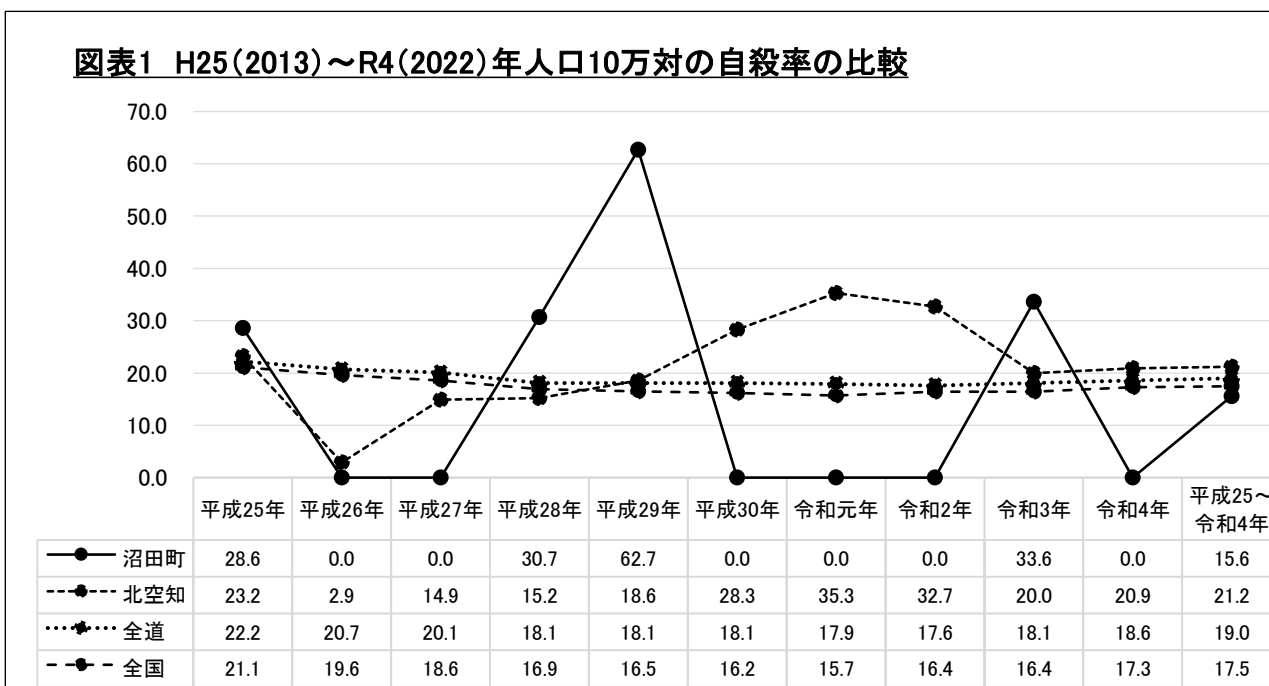
### (1) 自殺死亡率の年次推移、全国及び全道との比較

平成25（2013）年から令和4（2022）年の過去10年間において、全国及び全道の人口10万人対自殺死亡率（以下「自殺死亡率」という。）は減少し、令和4（2022）年は全国17.3、全道18.6でした。

しかし、令和2（2020）年以降の約3年半に及ぶコロナ禍の行動制限等を経て、減少傾向が鈍化しています。

人口が少ない本町は、単年数値を用いた比較は客観的ではないと判断し、平成25（2013）年から令和4（2022）年の10年間の平均値を採用したところ、15.6を示し、北空知21.2、全道19.0、全国17.5よりも低いといえます。

図表1 H25(2013)～R4(2022)年人口10万対の自殺率の比較



### (2) 性別及び年代別、同居家族の有無、職業別の人口10万対自殺死亡率

性別では、男性は12.7であり、北空知27.4、全道26.9、全国24.5よりも低い傾向にあります。女性は18.2であり、北空知15.7、全道11.8、全国10.8よりも高い傾向にあります。

年代別では、男性は全年代に分布し、女性は50歳から70歳代に分布しています。実数が少ないため、断定できないものとしつつも、今後の推移を注視します。

19歳以下の自殺は発生していません。同居人の有無では、全員に同居人がいます。職業別では、「自営業・家族従事者」と「被雇用・勤め人」がそれぞれ20.0%、「無職」が60.0%を占めています。

### (3) 総人口と高齢化率の推移

平成22（2010）、平成27（2015）、令和2（2020）年の国勢調査によると、この10年間で総人口は693人減少（減少率19.2%）しました。

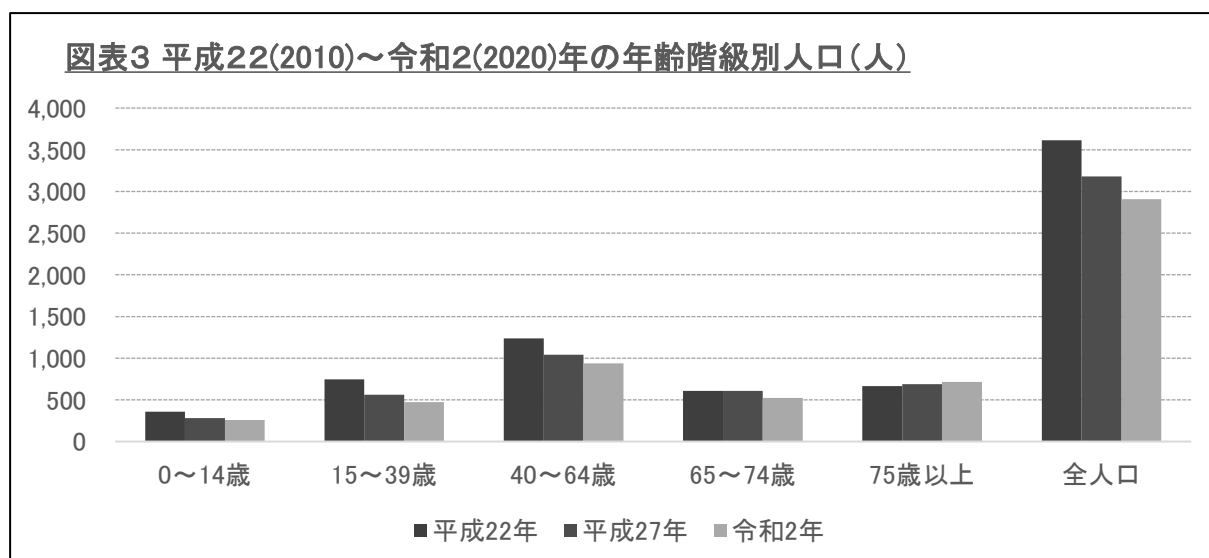
年代別では、0～14歳は100人（同28.0%）、15～39歳は272人（同36.5%）、40～64歳は300人（同24.2%）、65～74歳は83人（同13.7%）減少し、75歳以上は62人増加（増加率9.3%）しました。

町の未来を担う若年層や就労年代が減少し、高齢者においても前期高齢者は減少し、後期高齢者のみが増加しています。高齢化率も年々上昇し、今後もこれらの傾向が続きます。

**図表2 平成22(2010)～令和2(2020)年の年齢階級別の人口分布(人)と高齢化率**

	平成22年	平成27年	令和2年
0～14歳	357	283	257
15～39歳	746	560	474
40～64歳	1,238	1,042	938
65～74歳	607	607	524
75歳以上	664	689	716
全人口	3,612	3,181	2,909
高齢化率(%)	35.2%	40.7%	42.6%

**図表3 平成22(2010)～令和2(2020)年の年齢階級別人口(人)**



#### (4) 就業等の実態

##### 1) 就業状況

本町の基幹産業は稲作を中心とした農業であり、全就業者1,575人のうち、産業分類別では463人（29.4%）が農業に従事しています。近年は経営規模の拡大や法人化の傾向にありますが、多くは家族経営の中で就労されています。

就業分野の大分類別では、第三次産業従事者が56.1%以上を占め、被雇用者の割合が高いといえます。



図表4 令和2年国勢調査 分類別就業者数(人)割合(%)

大分類	(人)	(%)	産業分類	(人)	(%)
第一次産業	465	29.5%	A 農業	463	29.4%
			B 林業	2	0.1%
			C 漁業	0	0%
第二次産業	204	13.0%	D 鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	0.1%
			E 建設業	140	8.9%
			F 製造業	63	4.0%
第三次産業	884	56.1%	G 電気・ガス・熱供給・水道業	10	0.6%
			H 情報通信業	6	0.4%
			I 運輸業, 郵便業	24	1.5%
			J 卸売業, 小売業	123	7.8%
			K 金融業, 保険業	14	0.9%
			L 不動産業, 物品賃貸業	4	0.3%
			M 学術研究, 専門・技術サービス業	18	1.1%
			N 宿泊業, 飲食サービス業	73	4.6%
			O 生活関連サービス業, 娯楽業	36	2.3%
			P 教育, 学習支援業	54	3.4%
			Q 医療, 福祉	234	14.9%
R 複合サービス事業	40	2.5%			
S サービス業(他に分類されないもの)	72	4.6%			
T 公務(他に分類されるものを除く)	176	11.2%			
U 分類不能の産業				22	1.4%
合計				1,575	100.0%

## 2) 就業者の住居地、従業地（令和2年国勢調査）

本町に居住する就業者のうち、236人（15.0%）が他市区町村に従業しています。また、他市町村から307人が本町で就業しています。

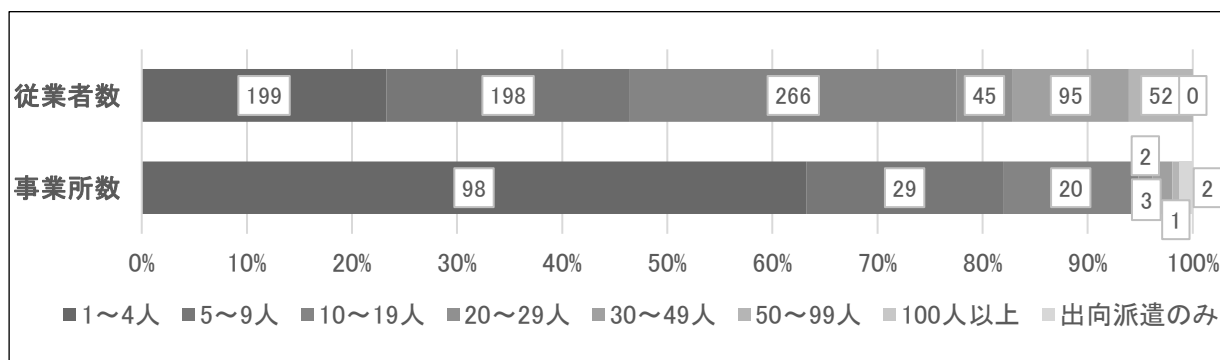
## 3) 規模別の事業所数と従業者割合（令和3年経済センサス活動調査）

本町には155事業所（公務を除く。）があり、労働者50人未満の事業所153か所（98.7%）に803人（93.9%）が就労しています。50人以上の事業所1か所（0.6%）に52人（6.1%）が就労しています。

小規模事業所は従業員1人あたりの役割が大きく、事業所の従業員としてだけではなく、町にとってかけがえのない存在です。

図表5 令和3年経済センサス活動調査(公務を除く)

従業員数	総数	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	出向派遣のみ
沼田町内事業所数	155	98	29	20	2	3	1	—	2
上記の従業者数	855	199	198	266	45	95	52	—	0

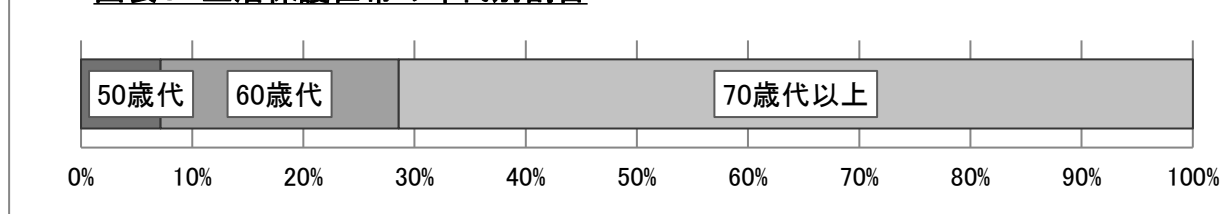


### (5) 生活困窮

生活保護に関しては、平成25(2013)～令和4(2022)年度の10年間において、年平均6.1件の相談を受けています。この間の生活保護受給世帯数は平均23.8世帯であり、令和2年度以降は減少傾向にあります。

年代別では70代以上が7割以上を占めています。

図表6 生活保護世帯の年代別割合



### 3. 対策の重点と背景、取り組みの方向性

#### (1) 対策の重点

「地域自殺実態プロファイル2023（自殺総合対策推進センター）」には、本町の自殺対策の重点対象として「高齢者」が示されましたが、図表7に基づいて、対策の重点を設定せず、幅広い年代に向けて取り組むものとします。

図表7 地域自殺実態プロファイル2023（沼田町） ※2018-2022集計結果

	指標	ランク		指標	ランク
総数 *1)	6.6	-	若年者(20~39歳) *1)	0.0	-a
男性 *1)	0.0	-	高齢者(70歳以上) *1)	19.2	-a
女性 *1)	12.5	★a	ハイリスク地 *3)	200%/+1	-a
20歳未満 *1)	0.0	-a	勤務・経営 *2)	0.0	-a
20歳代 *1)	0.0	-a	無職者・失業者 *2)	0.0	-a
30歳代 *1)	0.0	-a	自殺手段 *4)	0.0%	-a
40歳代 *1)	0.0	-a			
50歳代 *1)	0.0	-a			
60歳代 *1)	0.0	-a			
70歳代 *1)	38.9	★★★a			
80歳以上 *1)	0.0	-a			

\*1) 地域における自殺の基礎資料に基づく自殺死亡率(人口10万対)

\*2) 個別集計に基づく20~59歳における自殺死亡率(人口10万対)

\*3) 地域における自殺の基礎資料に基づく発見地÷住居地(%)とその差(人)

\*4) 地域における自殺の基礎資料または個別集計に基づく首つり以外の自殺者の割合(%)

※ランク欄に「a」と表示されている場合は、自殺者1人の増減でランクが変化することを示します。

ランク	
★★★/☆☆	上位10%以内
★★/☆	上位10~20%
★	上位20~40%
-	その他
**	評価せず

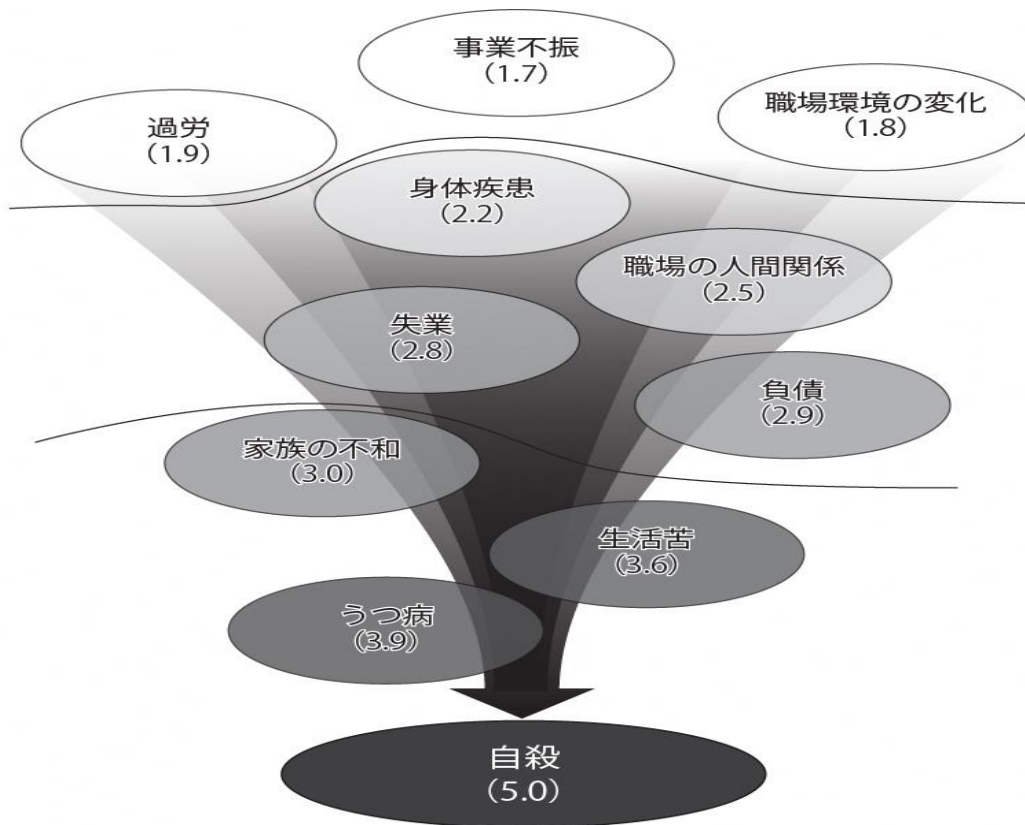
※全国市区町村における指標値に基づく順位を評価しました。

#### (2) 背景と取り組みの方向性

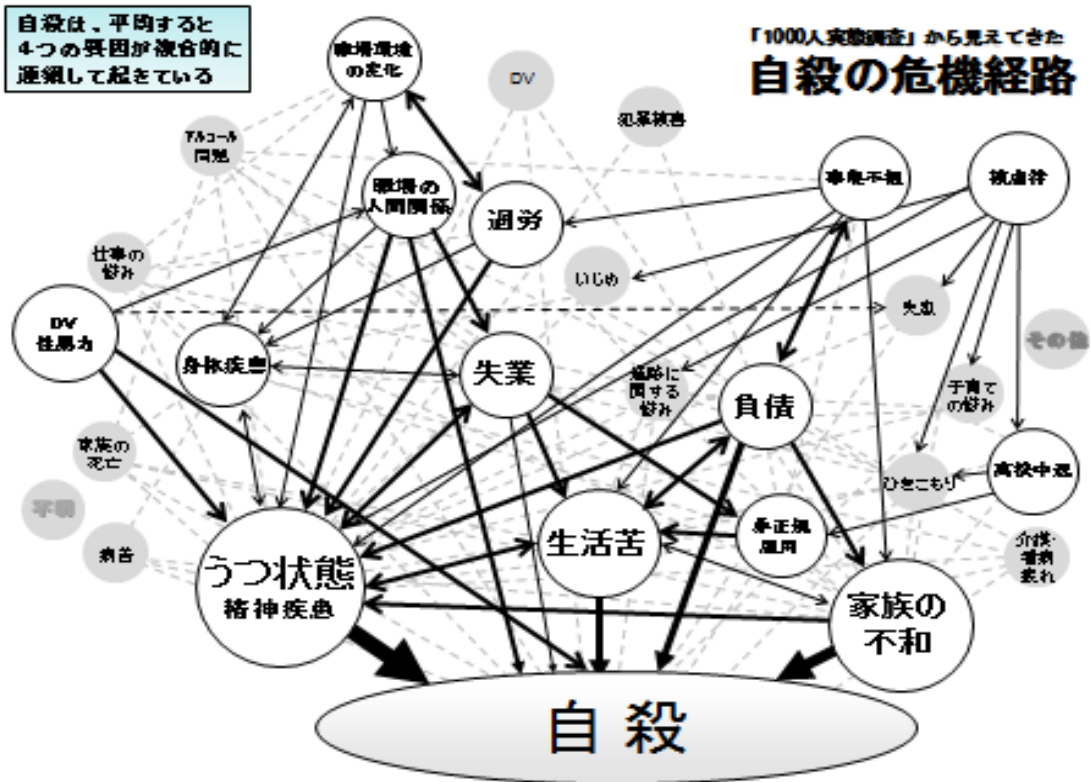
各種の統計調査結果から、自殺は複数の要因が複合的に連鎖し、追い詰められた結果であり、誰にでも起こる大きな健康危機です(図表8、9)。

人口が少ない本町は、住民同士のつながりが強い反面、悩みを抱えても辛い気持ちを吐露できず、本人と家族が膠着状態に陥る危険性が高いことから、ハイリスク者対策だけでなく、全世代に向けた取り組みが必要です。生きづらさを抱えた時に、辛い気持ちを吐露できるような地域づくりが重要です。

図表8 自殺要因の連鎖図（NPO法人ライフリンク）



図表9 1,000人の実態調査から見てきた危機経路（NPO法人ライフリンク）



## 4. 沼田町の取り組み

国の地域自殺対策政策パッケージの中で、全自治体が取組むことが望ましいとした基本施策を本町の基本及び重点施策として包括的に推進します。

「基本施策及び重点施策」
(1) 地域におけるネットワークの強化 (2) 自殺対策を支える人材の育成 (3) 住民への啓発と周知 (4) 生きることの促進要因への支援 (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

### 【 基本施策・重点施策 】

#### (1) 地域におけるネットワークの強化

自殺には、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化等、様々な要因とその人の性格、家族、死生観等が複雑に関係しています。生きづらさを抱える方が安心して暮らせるよう、精神保健福祉的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みを実施するため、関係機関が密接に連携します。

##### 1) 関係機関の連携とネットワークの強化

住民と行政、関係機関が顔の見える関係を築きながら協働し、地域で支え合えるまちづくりを推進します。

事業名・内容	担当課	関連協力団体	実績及び評価	令和10年度目標値
<b>【自殺対策にかかわる関係者協議】</b> 庁内関係課の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進します。	全課	—	関係課が適時に協議しました。	随時開催
<b>【北空知地域自殺対策連絡会議】</b> 北空知管内各種関係団体の代表者等による自殺対策会議に出席します。	保健福祉課	北海道 深川保健所	開催時出席しました。	開催時出席の継続

##### 2) 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

より早い段階で問題解決ができるよう、庁内全窓口の対応力の向上を図り、連携体制の整備を行います。

事業名・内容	担当課	関連協力団体	実績及び評価	令和10年度 目標値
【「沼田町生きるを支える計画」の共有及び連携】 庁内各課が連携し、支援対象者を把握します。	全課	—	必要時連携しました。	必要時連携します。
【沼田町要保護児童対策地域協議会（代表者会議及びケース検討会議）】 虐待が疑われる乳幼児や児童生徒、保護者等に対し、関係機関と連携を図りながら支援します。	保健 福祉課	北海道（児童相談所、保健所）、教育関係機関、児童福祉施設、民生委員児童委員、医療機関、警察署、消防署等。	代表者会議は年1回、ケース検討会議は支援対象者把握のつど、速やかに開催しました。	代表者会議は年1回以上開催、ケース検討会議は随時開催します。
【特別支援教育連携協議会（調査専門部会）】 児童生徒の生活状況等を把握し、適切に支援します。	教育 委員会	教育関係機関、児童福祉施設、保健福祉課等	年1回以上開催し、情報共有を図りました。	年1回以上適時開催します。
【高齢者等見守りサポート事業「はあとふる沼田」支援会議】 高齢者世帯等の安全、安心な暮らしを支援するため、地域住民等による見守り、声かけを推進しています。	保健 福祉課	民生委員児童委員、自治振興協議会、福祉委員連絡協議会、老人クラブ、社会福祉協議会等。	年2回開催し、事業説明及びその理解を図りました。	年2回程度開催します。
【沼田町地域ケア会議】 高齢者等の暮らしを包括的に支援するため、各種サービスの利用決定や情報交換を図っています。	保健 福祉課	町内介護事業所、関係機関の職員等。	適宜開催し、関係者間の情報共有を図りました。	適宜開催します。

## （2）自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人には、早期の気づきとさり気ない声かけが必要であることから、専門職をはじめとする関係者の資質向上等を図ります。

### 1) 保健福祉専門職の人材確保と資質向上

高齢化の進行や経済活動のグローバル化、社会の閉塞感等を背景に、本町のような過疎地域においても生きづらさを抱え、支援が必要な方がいます。自殺対策には専門性が高い支援が求められることから、精神保健福祉にかかわる専門職の確保と資質向上に努めます。

### 2) 住民を対象とした研修の機会の検討

住民からの要望に応じて、心の健康にかかわる研修の機会を設けます。

事業名・内容	担当課	関連協力団体	実績及び評価	令和10年度目標値
<p>【ゲートキーパー養成講座】</p> <p>支援対象者の発見や声かけ等、実践的な学習機会を設け、メンタルヘルスの理解を図ります。</p> <p>➡（第2期）住民からの要望に応じて、心の健康にかかわる健康教育として実施します。</p>	保健福祉課	北海道 深川保健所	コロナ禍の行動制限等により実施できませんでした。	住民からの要望に応じて、心の健康にかかわる健康教育として実施します。
<p>【ゲートキーパー養成講座受講者アンケート】</p> <p>実施後、受講者にアンケート調査を実施します。</p> <p>➡（第2期）心の健康にかかわる健康教育実施時にアンケート調査を実施します。</p>	保健福祉課	北海道 深川保健所	講座自体を実施できませんでした。	健康教育時にアンケートを実施します。
<p>【専門職の人材確保と資質向上】</p> <p>精神保健福祉にかかわる相談支援体制維持のため、専門職を確保、配置し、研修機会を設けます。</p>	保健福祉課	—	保健師、社会福祉士等を配置し、研修を受講しました。	必要な専門職を確保、配置し、研修を受講します。

### (3) 住民への啓発と周知

自殺は、誰にでも起こり得る命の危機ですが、これに陥った方の心情や背景が理解されずに、個人の問題と思われてしまう傾向にあります。危機に陥った時は、誰かに援助を求めるべきであるということが、社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行います。

また、自分の周囲で生きづらさを感じている方の存在に気づき、自ら声をかけて話を聞き、必要に応じて専門家へつなぎ、その方の思いに寄り添いながら見守っていく等、様々な機会を活用して、自殺予防に関する総合的な情報提供に努めます。

事業名・内容	担当課	関連協力団体	実績及び評価	令和10年度 目標値
【広報誌への掲載】 「広報ぬまた」及び「お知らせ版」に自殺予防や心の健康にかかわる情報を掲載します。	保健 福祉課	—	保健所による心の健康相談等を周知しました	心の健康相談等の情報を掲載します。
【心の健康教育の推進】 住民からの要望に応じて、心の健康を取り上げた健康教育を実施します。	保健 福祉課	—	コロナ禍の行動制限等もあり、実施できませんでした。	要望に応じて実施します。
【相談窓口の周知】 「いのちの電話」等をはじめとする相談窓口の周知を図ります。	保健 福祉課	—	パンフレット及びポスターを掲示しました。	パンフレット及びポスターを掲示します。

#### (4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、生きることを阻害する要因を減らすことに加え、生きることを促進する要因を増やす取組みが重要です。生きることの促進要因への支援という観点から、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺族への支援を推進します。

##### 1) 居場所づくり、生きがいづくり活動の推進

関係機関と連携しながら、居場所づくりや生きがいづくり活動を支援します。

事業名・内容	担当課	関連協力団体	実績及び評価	令和10年度 目標値
【各種介護予防事業等の推進】 高齢者等を対象とした各種介護予防事業や老人クラブ、サロン活動等において、心身機能の維持増進を図り交流を推進します。	保健 福祉課	(社)N-link. 社会福祉協議会	令和4年度参加者数(延) 2,093名 ※H29:1,833名	継続実施及び参加(利用)者数の増加を図ります。
【子育て世代の交流事業】 子育て世代が気軽に集まり、互いに交流及び子専門職からの助言を受ける機会として運営されています。	保健 福祉課	①子育て支援センター ②子育て交流広場えがお	令和4年度参加者数(延) ①253名 ②936名 ※H29:788名	継続実施及び参加(利用)者数の増加を図ります。
【各種社会教育事業】 生涯にわたる学びを推進し、住民同士の交流を図ります。	教育 委員会	文化連盟	令和4年度参加者数(延) 2,544名 ※H29:5,382名	継続実施及び参加者の増加を図ります。



## 2) 自殺ハイリスク者への支援

人生の岐路で生きづらさを抱えた方や自殺企図を抱える方は、ハイリスク群として専門的な支援が必要であることから、これらの方を早期に発見し、専門的な支援につながります。

事業名・内容	担当課	関連協力団体	実績及び評価	令和10年度目標値
<b>【養育者支援保健医療連携システム】</b> 行政と産科医療機関が連携を図り、養育に課題を抱える妊産婦を妊娠期間中に把握し、専門機関と連携し支援します。	保健福祉課	産科医療機関 北海道深川保健所	令和4年度4件、全件支援しました。	出産後に新たに把握する養育支援ケース0件
<b>【産後うつスクリーニング事業】</b> 新生児訪問及び産婦健診時に質問票に記入してもらい、産後うつを早期に発見し支援します。	保健福祉課	産科医療機関	全産婦に実施し、ハイリスク者を支援しました。	全産婦に実施し、ハイリスク者を支援します。
<b>【子育て世代包括支援センター事業】</b> 母子健康手帳交付から出産、子育てにおいて、関係機関と連携しながら包括的に支援します。	保健福祉課	産科医療機関、児童福祉施設、教育機関、療育機関	関係機関と連携し実施しました。	関係機関と連携し、継続実施します。
<b>【自殺未遂者への支援】</b> 関係機関と連携し、早期からの支援に努めます。	保健福祉課	医療機関、消防署、警察署、北海道深川保健所	把握ケースを全件支援しました。	把握した全ケースを支援します。

## 3) 遺された人への支援

自殺対策においては遺族への支援も重要です。また、自殺に限らず、家族を亡くした遺族への孤立防止やこころを支える支援も重要です。

事業名・内容	担当課	関連協力団体	実績及び評価	令和10年度目標値
<b>【個別支援】</b> 遺族が心の回復が図れるよう、専門機関の紹介や個別に支援します。	保健福祉課	北海道深川保健所、北海道精神保健福祉センター	遺族からの相談はありませんでした。	相談を受理した全てのケースを支援します。

### (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

子どもは保護者の養育が必要不可欠であり、家庭や社会の歪みを受けやすい立場にあります。この年代の負の体験は、その後の人生に大きな影響を残すことから、悩みを抱えた時に身近なところで相談できるよう、スクールカウンセラー事業に取り組んでいます。また、子どもが生きづらさを抱えた時の保護者の対処方法等、保護者を支援するための家庭教育講座を実施します。

事業名・内容	担当課	関連協力団体	実績及び評価	令和10年度目標値
【スクールカウンセラー事業】 小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童や生徒、保護者の相談支援を図ります。	教育委員会	北海道 空知教育局	スクールカウンセラーを配置し、相談の機会を設けています。	スクールカウンセラーを配置し、相談の機会を設けます。
【家庭教育講座】 保護者を対象とした、子育てにかかわる研修の機会を設けます。	教育委員会	沼田町 PTA連合会	コロナ禍を除き、年1回程度開催しました。	開催を継続します。

## 5. 生きる支援関連施策

自殺対策は、生きることの包括的な支援です。町民の暮らしを支えるために取り組んでいる全ての事業が自殺対策です。そこで、国から示されている「事業の棚卸し事例集」を参考に、特に「生きる支援」に関連する主な事業を整理しました。

これらが「生きる支援」として機能するには、各担当者の【気づき】や相手の心の内を【聴く】、担当部署に【つなぐ】役割が求められます。先の実践において述べたように、ゲートキーパー養成研修など、職員の資質向上と両輪で取り組んでいきます。

さらには、地域のニーズに合った新たな事業の構築や、今回取り上げなかった既存事業の見直しも図ります。

図表10 沼田町生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名・業務内容	自殺対策の視点からの事業の捉え方
産業創出課	沼田町総合計画の策定	本町の最上位計画に自殺対策を含む健康保持増進を位置づけ、誰もが生きやすいまちづくりを目指します。
	中小企業特別融資貸付金、中小企業特別融資資金利子等補給事業	町内の中小企業の経営安定化を図ることで、生活困窮リスクを軽減します。
総務財政課	職員研修事業	職員研修やその資質の向上は、支援を必要とする住民への間接的な支援になります。
	職員健康管理	職員の健康保持増進は、支援を必要とする住民への間接的な支援になります。
	広報等による情報発信	住民の身近な情報媒体として、心の健康を発信する機会です。
	災害時支援	災害発生後の早期から心の健康を視野に入れます。
	法律相談事業	生きづらさを抱えている住民が専門職による法律相談を利用できる機会です。
農業推進課	農地農事相談	農地の売買や賃借は心身の負担が大きくなることから、このような場合は専門機関や担当課へつなげます。

担当課	事業名・業務内容	自殺対策の視点からの事業の捉え方
住民生活課	戸籍および住民基本台帳に関する業務	出生や死亡、婚姻、離婚、世帯分離、転出入、転居等は心身の負担が伴うため、これらが予測される場合は専門機関や担当課へつなぎます。
	移住定住推進	孤立防止を視野に入れて対応します。
	求人情報の周知	生活困窮等が窺える場合は、専門機関や担当課へつなぎます。
	年金に関する申請、相談	心身の障がいや生活困窮等を抱えている場合は、専門機関や担当課へつなぎます。
	環境衛生に関する相談	住環境にかかわるトラブルの背景に、困り事や生活困窮等を抱えている場合は、専門機関や担当課へつなぎます。
	消費生活に関する業務	消費生活にかかわる相談の背景に困り事を抱えている場合は、専門機関や担当課へつなぎます。
	公営住宅管理業務	家賃納付や近隣からの苦情等生きづらさや生活困窮を抱えている場合は、専門機関や担当課へつなぎます。
	自治振興協議会	生きづらさ等を抱える方への見守りが増えるよう、住民の互助意識の向上を図ります。
	税等の徴収業務及び納税相談	病気や経済困窮、多重債務等の複数の困り事や精神疾患を抱えている場合は、専門機関や担当課へつなぎます。
保健福祉課	相談支援業務全般	担当職員が幅広い視点を持ち、包括的な支援に努めます。
	精神保健福祉相談支援業務	心の健康に直結する重要な業務として、対象者を包括的に支援します。
	各種申請の受理	申請者の表情や言動から支援が必要な方を早期に把握し、支援します。
	要援護者等の実態把握	閉じこもりや引きこもり、多問題世帯、セルフネグレクト等、複雑な背景を抱える方を把握し支援します。
	保健福祉専門職の現任教育	専門職の確保と継続的な育成に努めます。
	民生・児童委員活動	地域の最初の相談窓口として、住民が気軽に相談できるような活動を推進します。
	身体・知的障害者相談員活動	地域の最初の相談窓口として機能できるよう、活動を推進します。

担当課	事業名・業務内容	自殺対策の視点からの事業の捉え方
保健福祉課	保護司会活動	心の健康の視点を持った活動を推進します。
	権利擁護事業	様々な不安を抱えていることを想定して対応します。
	高齢者福祉にかかわる措置業務	孤独や生活困窮等を抱えている方が多いことから、慎重に支援します。
	地域包括ケアシステムの推進	支援対象者を早期に発見し、地域全体で支える仕組みづくりに努めます。
	介護職員人材確保推進事業	多様なニーズに対応できる介護職員の人材確保に努めます。
	認知症サポーター養成講座	認知症の理解を図り、本人及び介護者が暮らしやすいまちづくりを推進します。
	緊急通報システム設置事業	独居高齢者等の不安の軽減を図ります。
	各種介護予防事業	高齢者が要介護状態になることを予防し、自立した生活を支援します。
	障がい福祉計画策定・管理	心の健康にかかわる事業を計画に位置付けます。
	障がい者総合支援法に基づく各種サービスの申請等	申請者の困り事を丁寧に把握し、課題解決のためのサービス等につなげます。
	障害児療育、発達支援事業	本人や保護者の心身及び経済的な負担等を理解して支援します。
	虐待の対応	本人や家族が抱える様々な問題の早期に把握し、速やかに支援します。
	生活保護事務	生活全般の困り事を把握し、支援します。
	難病患者地域支援事業	様々な困難に直面している場合が多いことから、丁寧に支援します。
	配偶者暴力相談支援	配偶者暴力が看過されないよう、啓蒙普及や相談支援を図ります。
	ボランティアポイント事業	生きる意欲につながるよう事業を推進します。
児童扶養手当支給事務、ひとり親家庭等医療費助成事業、母子父子寡婦福祉資金貸与、償還	対象世帯等の生活困窮や困り事を把握し、速やかに支援します。	

担当課	事業名・業務内容	自殺対策の視点からの事業の捉え方
保健福祉課	重複多受診者及び重複投薬者への支援	孤立や心身の不安を抱えている方を把握し、支援します。
	葬祭費の支給、保険料還付等の死亡後の各種申請手続き	支援が必要な遺族を早期に把握し、支援します。
	乳幼児等医療費等助成事業	子どもの療養にかかわる様々な困り事を抱えている保護者を把握し、支援します。
	健康保険証異動事務	転職や退職、失業等で困り事を抱えている方を把握し、支援します。
	保育の実施	児童福祉施設と密に連携し、生きづらさを抱える幼児や保護者を早期に把握し、支援します。
	各種子育て支援事業	保護者の子育て不安を軽減し、子どもの自尊感情を育むよう支援します。
	学童保育事業	児童及び保護者の困り事を見逃さずに把握し、支援します。
	健康増進計画、食育推進計画策定	自殺対策を盛り込み、連動性を高めます。
	健康教育事業	住民からの要望に応じて、心の健康にかかわる健康教育を実施します。
	救急医療体制事業	生きづらさを抱える方が潜在している可能性がある方を把握し、支援します。
	町立沼田厚生クリニック運営事業	本町唯一の医療施設として、生きづらさを抱える方を把握し、支援します。
	母子保健事業 子育て世代包括支援センター運営事業、母子健康手帳交付、マタニティクラブ、養育支援 新生児等全戸訪問 産後ケア事業、乳幼児健診等 相談支援、療育支援、虐待予防	妊娠及び出産、子育ては人生の大きなライフイベントであり、喜びだけでなく悩みや不安が伴います。母子健康手帳交付の段階から関係機関と連携し、包括的、継続的に支援し、親子の生きる力を育みます。
	若年世代の各種健康診査	生涯にわたる健康的な生活習慣を確立し、生きる力を育みます。
各種健（検）診事業	幅広く住民と接する機会であることから、表情や言動等を丁寧に観察し、支援が必要な方を把握し支援します。	

担当課	事業名・業務内容	自殺対策の視点からの事業の捉え方
保健福祉課	食生活改善協議会活動支援事業	食を通じた健康的な地域づくりを活動目的とする団体を支援し、住民の健康意識の向上を図ります。
	各種食育事業	生きる力を育むと同時に、生きづらさを抱えている方を把握し、支援につなぎます。
	各種運動指導事業	自己肯定感を育み、精神的な安定を図る等の効果が得られるよう努めます。
建設課	水道料金徴収業務	経済困窮等の困り事を抱えている場合は、専門機関や担当課へつなぎます。
教育委員会	沼田町総合教育計画の推進	未来を担う子ども達の生きる力を育む重要な計画として策定、推進します。
	児童生徒の出席状況の把握	不登校等に適切に対応、支援します。
	就学援助	保護者の経済困窮等に支援し、子どもの教育の機会を保障します。
	スクールカウンセラー事業	児童生徒の支援を通して、家庭の困りごとを早期に把握し、支援につなげます。
	いじめ防止にかかわる事業	児童生徒自身の生きる力を育むため、学校・保護者等と連携を図り、対応します。
	教職員の健康管理	心身の負担が大きい教職員の健康を支援することは、児童生徒の健康を間接的に育むこととなります。
旭寿園 和風園 なごみ	利用者の家族への配慮	利用者の家族が精神的な負担を抱えている場合を想定して、丁寧に対応します。
沼田消防支署	救命救助業務	生活困窮や自殺未遂等を抱えている場合があることから、専門機関や担当課と連携します。

## 6. 対策の推進体制等

### (1) 「沼田町生きるを支える計画」の周知

本計画の推進のため、町ホームページ等を活用して周知を図ります。

### (2) 推進体制

庁内組織が緊密に連携して自殺対策を総合的に推進します。

### (3) 進行管理、評価

本計画における基本施策、重点施策、および生きる関連施策については、保健福祉課がPDCAサイクルによる評価を実施しながら、適切に進行、管理します。

第3期沼田町生きるを支える計画は、令和10(2028)年度に第2期計画を評価し、策定します。



## 7. 資料

### 自殺対策基本法

発令 : 平成18年6月21日号外法律第85号

最終改正 : 平成28年3月30日号外法律第11号

改正内容 : 平成28年3月30日号外法律第11号[平成28年4月1日]

#### ○自殺対策基本法

[平成十八年六月二十一日号外法律第八十五号]

[総理・総務・財務・文部科学・厚生労働大臣署名]

自殺対策基本法をここに公布する。

#### 自殺対策基本法

### 目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

### 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の

親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

## 第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵(かん)養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成一八年一〇月政令三四三号により、平成一八・一〇・二八から施行〕

（内閣府設置法の一部改正）

第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二七年九月一一日法律第六六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 〔略〕

（自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要

な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二八年三月三〇日法律第一一号〕

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の一部改正)

2 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

# 「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定  
第3次：平成29年7月25日閣議決定  
第2次：平成24年8月28日閣議決定  
第1次：平成19年6月8日閣議決定

## 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等  
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

## 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

## 第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

## 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

## 第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。  
(平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下) ※令和2年：16.4

## 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

# 「自殺総合対策大綱」

## ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

### 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
  - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
  - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

### 2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
  - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
  - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
  - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

### 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
  - ・相談機関等に集約される情報の活用を検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
  - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
  - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
  - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

### 4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
  - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
  - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

### 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
  - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

### 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
  - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
  - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

### 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
  - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
  - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
  - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- 性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
  - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進



# 「自殺総合対策大綱」

## ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

### 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
  - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
  - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
  - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

### 9. 遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
  - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
  - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
  - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

### 10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
  - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

### 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
  - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
  - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
  - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることができる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
  - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
  - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
  - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
  - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
  - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
  - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

### 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
  - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
  - ・勤務間インターバル制度の導入促進
  - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
    - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
    - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
  - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

### 13. 女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
  - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
  - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援。
  - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
  - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

「第2期沼田町生きるを支える計画」

---

令和6年3月

〒078-2202

北海道雨竜郡沼田町南1条3丁目6番53号

沼田町役場 保健福祉課 健康グループ

電話(0164)35-2120〈直通〉 FAX(0164)36-2005

E-mail : [hoken@town.numata.lg.jp](mailto:hoken@town.numata.lg.jp)

URL : <http://www.town.numata.hokkaido.jp>

---